

つくば市立図書館雑誌スポンサー制度募集要領

1 趣旨

この要領は、つくば市立図書館雑誌スポンサー制度実施要項（以下「要項」という）に基づき、つくば市立図書館（以下「図書館」という）における雑誌スポンサー（以下「スポンサー」という）の募集に関し必要な事項を定めるものです。

2 スポンサー制度の内容

スポンサーが「スポンサー料」を負担し、雑誌の最新号カバー等に広告を掲出します。なお、雑誌の調達は図書館が行い、納入された雑誌は図書館の所有となります。

3 スポンサー及び広告の対象

本制度の目的に賛同する企業及び個人の事業者、公共的団体、その他図書館長が適当と認める者を対象とします。ただし、要項第4条に係るものは、対象となりません。

4 スポンサーの認定期間

原則として1年間（4月1日～翌3月31日）となります。年度の途中からは、スポンサー決定から当該年度の3月31日までです。ただし、期間満了の2か月前までに、スポンサーが継続の意思を示した場合は、スポンサーを継続することができます。

5 対象となる雑誌

図書館が作成した「つくば市立図書館雑誌スポンサー制度対象雑誌リスト（以下「雑誌リスト」という。）」より選定していただきます。選定数に制限はありません。

6 広告の規格・掲出方法

スポンサー名、広告を掲出するかはスポンサーが選択できます。

- (1) 指定雑誌の最新号カバーの表紙面にスポンサー名及び広告を掲出できます。

縦12センチメートル、横14.5センチメートル以内、片面印刷とし、スポンサーが作成します。必ず「雑誌スポンサー〇〇（スポンサー名）」という文字を入れてください。

スポンサー名のみ掲出も可能です。

- (2) 指定雑誌の最新号カバーの裏表紙面にスポンサーの広告を掲出できます。

両面印刷で雑誌リストで示す広告サイズの大きさを超えないものをスポンサーが作成します。

- (3) 雑誌書架の蓋にスポンサー名及び広告を掲出できます。

縦12.8センチメートル、横18.2センチメートル（B6サイズ）以内とし、スポンサーが作成します。必ず「雑誌スポンサー〇〇（スポンサー名）」という文字を入れてください。

スポンサー名のみ掲出も可能です。

- (4) 図書館ホームページにスポンサー名を掲出します。

- (5) 企業・店舗でスポンサーであることを、図書館が提供する掲示物を用いて周知す

ることができます。

(6) 広告の掲出期間はスポンサー認定期間内とします。

掲出の開始は、スポンサー料の支払いを確認した後とします。

7 申込みの受付

申込みは随時受付します。

8 申込方法

スポンサー制度への参加を希望する者は、「つくば市立図書館雑誌スポンサー申込書兼誓約書（様式第1号）」に掲出しようとする広告の原稿、事業内容が分かる会社概要等を添付して提出してください。

9 スポンサーの審査

スポンサー制度への申込みがあった場合は、内容の審査を行い可否の決定を行います。

同一の雑誌に複数の申込みがあった場合は、先着順となります。

10 決定

スポンサーが決定した場合は、「つくば市立図書館雑誌スポンサー承認決定通知書（様式第2号）」により、却下となった場合は、「つくば市立図書館雑誌スポンサー不承認通知書（様式第3号）」により申込者に通知します。

11 スポンサー料の支払い方法

スポンサー料は、雑誌1誌につき15,000円とし、指定された期日までに一括して図書館に納付してください。年度途中でスポンサーが決定した場合は、月額1,250円として認定期間から算出します。また、支払いに必要な一切の経費はスポンサーの負担となります。

12 スポンサー料金の返還

スポンサー料は原則として返還しません。ただし、広告の掲出を決定した後にスポンサーの責めに帰さない事由により広告を掲出することができなくなった場合は、この限りではありません。その際に返還金に対しての利息は付しません。

13 掲出広告の変更

スポンサーは雑誌カバー等に掲出している広告を変更しようとする場合は、あらかじめ新たに掲出しようとする広告の原稿を「つくば市立図書館雑誌スポンサー掲出広告変更申請書」（様式第4号）とともに提出し、審査を受けてください。

15 その他

雑誌が年度途中で休刊・廃刊等となった場合は、スポンサーとの協議の上、別の雑誌に広告を振り替えます。